指 名 停 止 措 置 の 概 要

１　指名停止措置業者名　：　丸和工業株式会社
　　法人番号　：　1030001062110
　　業者の住所　：　埼玉県北本市宮内５－３５１

２　指名停止の期間　：　令和７年５月 16 日～令和７年５月 29 日（２週間）

３　指名停止の措置対象地区　：　関東甲信地区

４　事実概要

当該業者は、令和５年９月２日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が２階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、当該業者及び当該業者の使用人は、令和６年 11 月 12 日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

５　指名停止の理由

４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第１第８号(下記参照)に該当する。

別表第１　　事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～７　省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) ８　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として２週間以上２か月以内

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　建設企画部　工事契約課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)